



発行済CER販売の ご説明資料

Value Frontier株式会社
2009年4月

ご担当者各位

～ 発行済みCERの小口・大口ニーズに応えます ～

2008年からいよいよ京都議定書の第1約束期間が始まりました

京都議定書の第一約束期間がスタートし、日本では2012年までに1990年比でGHG排出量を-6%削減するための法整備や企業による自主的な取組が進められています。弊社はこれまで企業向けに、事業活動や商品製造・輸送・使用等の過程で排出するCO2を、再生可能エネルギープロジェクトで生まれた発行済みCERを活用して相殺する「カーボン・オフセット」のための支援業務をご提供して参りました。

その一環として、お客様のニーズに応じた各種排出権のご紹介をして参りましたが、お客様側の排出権への需要の高まりに対応すべく、2009年2月に英国の大手クレジット取引会社(EDFトレーディング社)と仲介販売契約を締結し、千トン単位から数十万トン単位までの仲介販売を開始することにいたしました。また排出権ニーズの多様化にお応えするためにインド、中国、韓国、ブラジル、コロンビア、南アフリカなどの国での、風力やバイオマス、水力といった再生可能エネルギープロジェクトから、HFCsやN2Oといった工業系プロジェクトまで幅広いラインアップを取り揃えております。

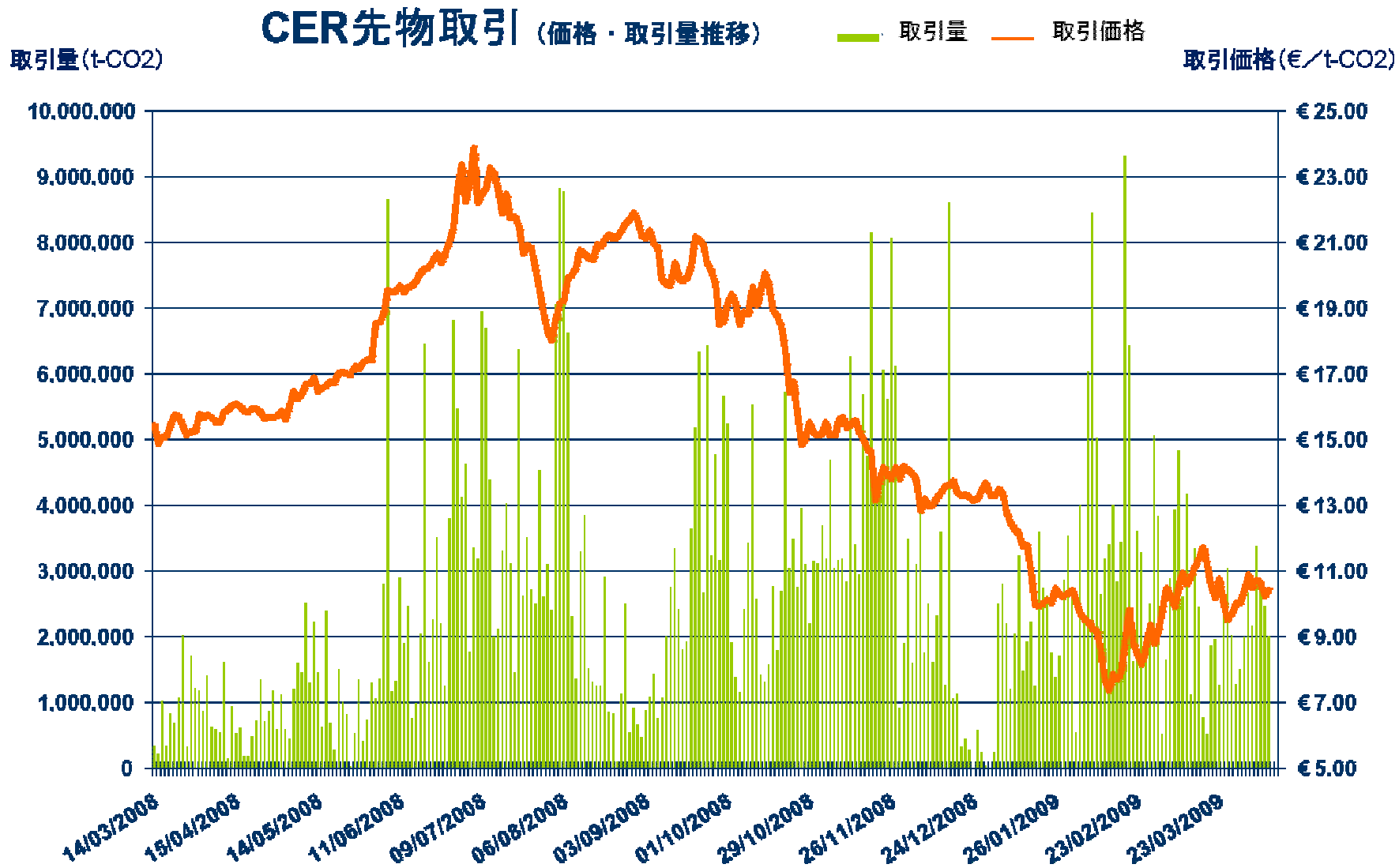
2009年に入り様々な要因から、京都クレジットの価格は昨年度に比べて50%近くまで低下しています。特に大口のお客様にとっては今後の必要量を安価で購入できるチャンスと考えられています。今後もクレジット価格の変動が予想される中、弊社はデリバリーリスクの少ない発行済み(スポット)クレジットを迅速かつタイムリーに仲介することで、自主行動計画目標達成や自主的なカーボン・オフセットに取り組まれる企業の地球温暖化対策支援を強化して参ります。

まずは、お気軽にお問い合わせ下さい。

TEL: 03-5422-9462

Email: info@valuefrontier.co.jp

CER価格はピーク期の半値まで下がっている



弊社サービスの特長

1. 発行済みCERの為、デリバリーリスクなし

CDMやJIプロジェクトに直接出資する場合や、CERの先物取引をする場合には、期日通りに必要量のCERを取得できないリスクが伴います。しかし、弊社が販売しているCERは既に国連の発行を受けているので、デリバリーリスクはありません。

2. 時価に近い価格で、1,000トン～販売可能

弊社は英国の大手クレジット取引企業と販売仲介契約を締結しているため、その時々々の市場価格に連動した、時価に近い価格で販売できます。また、5万トン以上の大口販売はもちろん、1,000トン～の小口販売にも対応しています。

3. プロジェクトの種類、実施国を選択可能

プロジェクトの種類(風力・バイオマス・水力といった再生可能エネルギープロジェクトや、FCs・N2Oといった工業系プロジェクト)だけでなく、プロジェクトの実施国(インド、中国、韓国、ブラジル、コロンビア、南アフリカなど)を、幅広いラインアップからお選び頂けます。

4. カーボン・オフセット企画

弊社はこれまで企業向けに、事業活動や商品製造・輸送・使用等の過程で排出するCO2を、発行済みCERを活用して相殺する「カーボン・オフセット」の為の支援業務を提供して参りました。今後も引き続き、「カーボン・オフセット企画」の提案を通して、CSRコミュニケーションの一環としてのCER活用方法をご提案します。

弊社販売CERの信頼性

1. 英国の大手排出権取扱い企業と提携

英国の大手クレジット取引企業「EDFトレーディング」社とCERの調達・販売で提携

「EDFトレーディング」の2008年実績

- ・税引前利益 - - - - - €10.12億 (¥1,340億)
- ・ムーディーズ評価 - - - - - Aaa(最上級格付)
- ・排出権(EUA)取引量 - - - 3.88億t-CO2

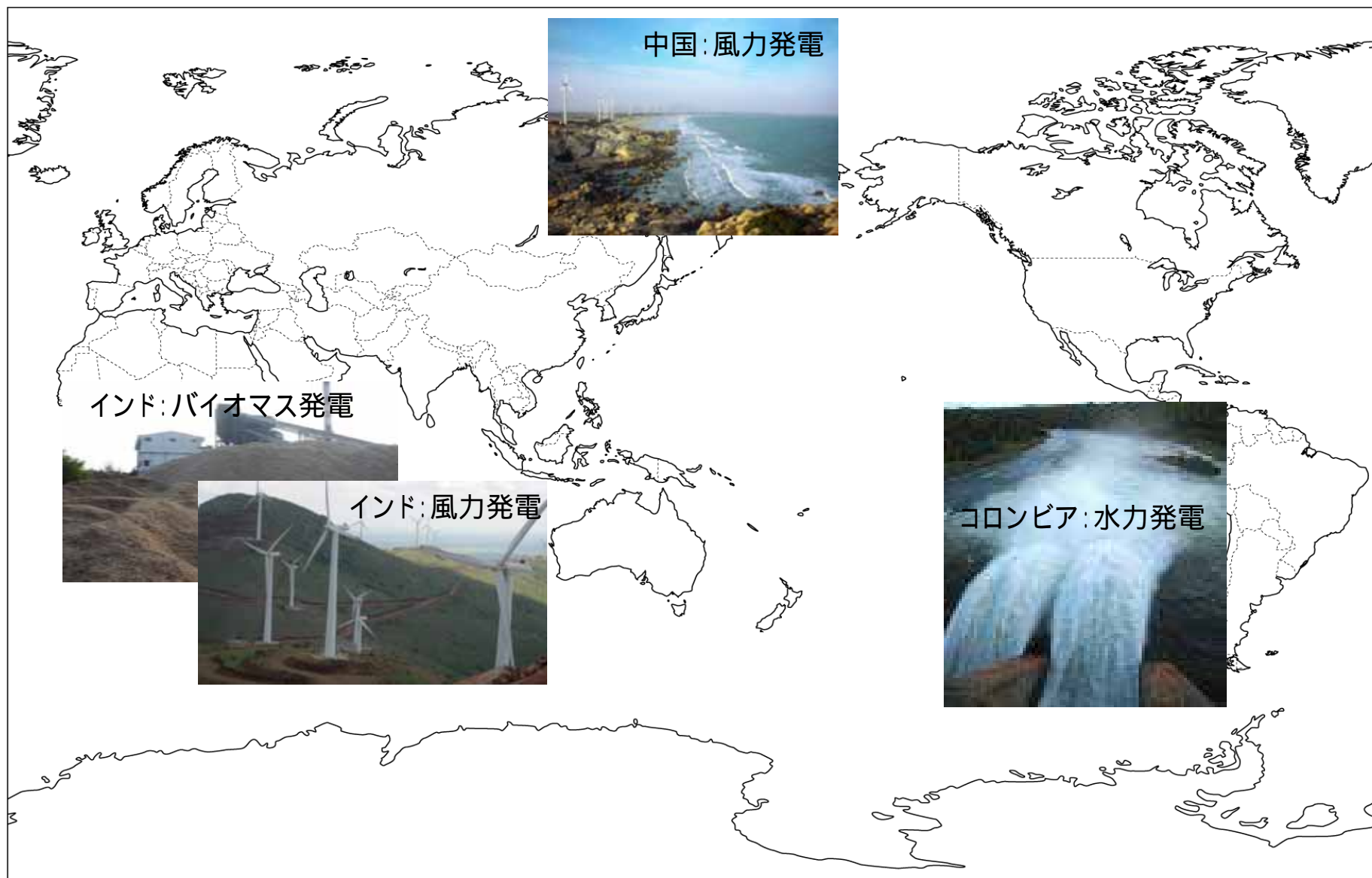
2. 発行済CERの為、デリバリーリスクなし

弊社が扱っているCERは、既に国連の発行を受けているので、お客様との契約締結後、3日以内にお客様の口座への移転手続きを行ないます。

3. 弊社による契約サポートサービス

ご契約は、『お客様 - 弊社』もしくは『お客様 - EDFT』となります。契約締結以降も、お客様の口座への移転手続きが完了するまでサポート致します。

プロジェクト例



CER購入までの流れ

CERの口座移転手続き完了まで、サポート致します。

1. ご相談・ヒアリング

今すぐにCERを購入しなければならないというお客様から、将来的にCERの購入を検討しているお客様まで、まずはご相談下さい。現状のマーケット状況について説明させていただきます。

2. 守秘義務契約書の締結

CERの購入を具体的に検討されるお客様には、『発行済みCERの価格表』を開示しますが、事前に守秘義務契約書を締結させていただきます。

3. プロジェクトおよび購入量の確定

弊社CERの豊富なラインアップより、お客様の趣向に合わせてプロジェクトをお選び頂くと共に、購入量も確定して頂きます。

4. ご契約

ご契約は、『お客様 - 弊社』もしくは『お客様 - EDFT』で締結させていただきます。

5. CER移転

契約締結後、3営業日以内にCERの移転手続きを致します。

排出権クレジットのご説明 CER (Certified Emission Reduction)



国連が発行するCERを1,000トン-CO2からご購入いただけます。

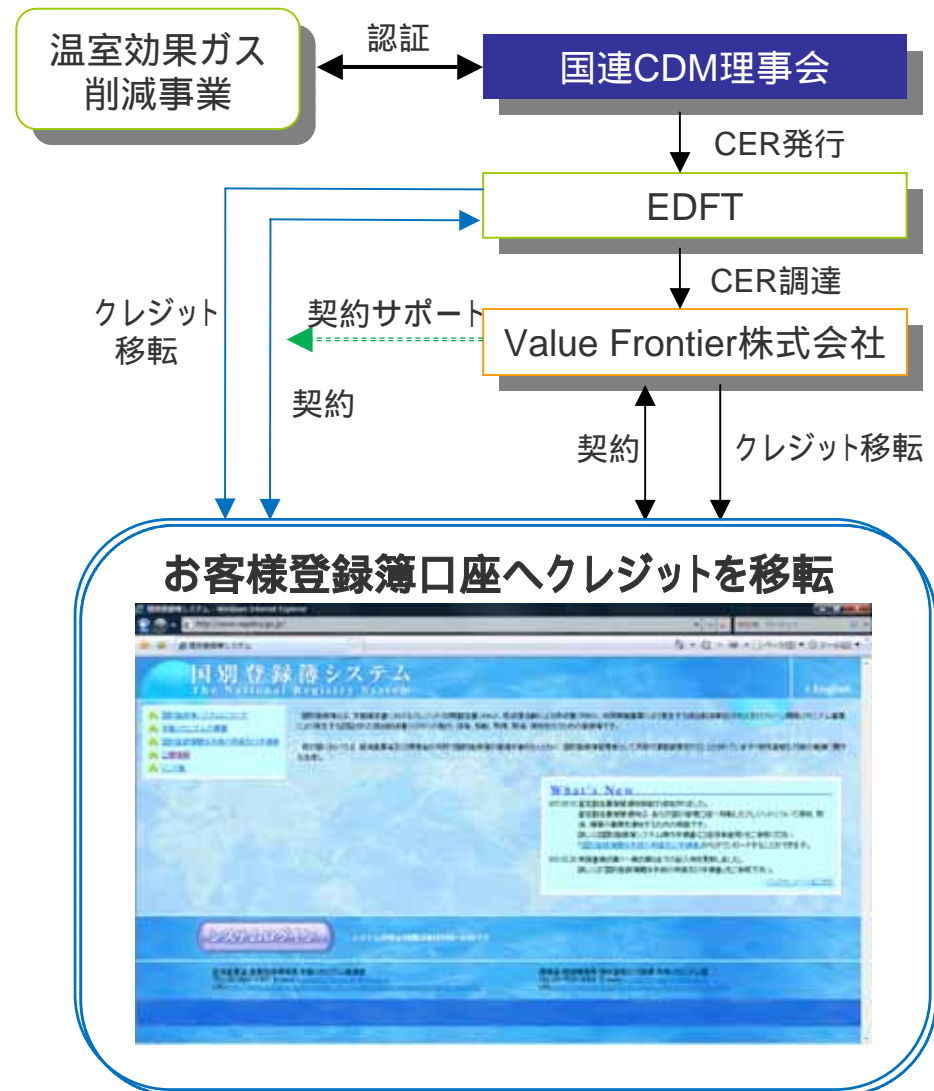
CER (認証排出削減量)

京都メカニズムにより国連が取引を認めている排出権の1つ。京都議定書による削減目標を持つ先進国が、開発途上国において温室効果ガスの削減・吸収事業を行い、国連のCDM理事会による有効化審査、検証、認証を経て発行されるクレジット。

CERの用途

CERは、CO2削減目標達成の為だけでなく、CSR活動の一環としても活用できます。

- ・経団連自主行動計画の目標達成
- ・試行排出量取引制度
- ・温対法報告書への記載
国へ移転したCERの排出量は自社の排出量から差し引ける
- ・各種カーボン・オフセット
- ・CSR報告書等の社外向け文書への記載



お問い合わせ



発行済みCERについてお知りになりたい方は、弊社の担当者が親身に対応させていただきます。

まずはお電話、Eメールにてお気軽にご連絡ください。

【発行済みCER仲介販売に関するお問い合わせ先】

Value Frontier株式会社

担当者: 梅原

TEL: 03-5422-9462

FAX: 03-5422-9463

Eメール: info@valuefrontier.co.jp

URL: <http://www.valuefrontier.co.jp>

【麻布オフィス】〒106-0047 港区南麻布4 - 13 - 7 鈴掛ビル6階